

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定による。

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市常勤特別職職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、市長、副市長、 <u>教育委員会教育長及び常勤の監査委員</u> （以下「市長等」という。）の給料、手当及び旅費（以下「給与等」という。）の支給について定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、市長、副市長 <u>及び教育委員会教育長</u> （以下「市長等」という。）の給料、手当及び旅費（以下「給与等」という。）の支給について定めることを目的とする。
(給料) 第2条 市長等の給料は、次の各号に定める額とする。 (1)～(3) ……略…… <u>(4) 常勤の監査委員 月額679,000円</u>	(給料) 第2条 市長等の給料は、次の各号に定める額とする。 (1)～(3) ……略……
(退職手当) 第3条 ……略…… 2 前項に規定する退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) ……略…… <u>(4) 常勤の監査委員の職にあった者については、勤続1年につき100分の200</u>	(退職手当) 第3条 ……略…… 2 前項に規定する退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) ……略……
3 ……略…… (旅費) 第5条 ……略…… 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雜費及び死亡手当</u> とし、その額は、次の	3 ……略…… (旅費) 第5条 ……略…… 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、旅行雜費及び宿泊料</u> とし、その額は、次の各号に掲げるもののほか、一般職の職員の例に

各号に掲げるもののほか、一般職の職員の例による。

(1) 鉄道賃 次に定める額

ア 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、特別車両料金

イ 内国旅行の場合であって、運賃の等級が区分された鉄道により移動するとき 最上級の運賃の額

(2) 船賃 次に定める額

ア 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合は、特別船室料金

イ 内国旅行の場合であって、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するとき 上級の運賃の額

ウ 内国旅行の場合であって、運賃の等級が3階級に区分された船舶により移動するときにおいて、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額

エ 内国旅行の場合であって、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するときにおいて、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

オ 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2以上の階級に区分された船舶により移動するときにおいて、同一階級の運賃が更に4以上に区分された船舶により移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

カ 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2以上の階級に区分された船舶により移動するときにおいて、同一階級の運賃が更に3以上に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額

よる。

(1) 鉄道賃 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、特別車両料金

(2) 船賃 次に定める額

ア 旅客運賃の等級を区分する船舶を運行する航路による旅行の場合は、上級の額

イ 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合は、特別船室料金

(3) 航空賃　外国旅行の場合であって、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級（運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額

(4) 宿泊費　国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている指定職職員等に適用される宿泊費基準額

3 前項第1号アに掲げる特別車両料金及び同項第2号アに定める特別船室料金は、特別車両料金を徴する客車又は特別船室料金を徴する船舶を利用することに特別の事情があると認められる場合に限り支給する。

(3) 宿泊料（1夜につき） 15,000円

3 前項第1号に掲げる特別車両料金及び同項第2号イに定める特別船室料金は、特別車両料金を徴する客車又は特別船室料金を徴する船舶を利用することに特別の事情があると認められる場合に限り支給する。

4 外国旅行の旅費は、前2項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「令」という。）第5条から第11条まで及び第15条の規定を準用する。

5 鉄道賃、船賃、航空賃の額は、令に規定する指定職職員等に相当する額を上限として実費額を支給する。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の立川市常勤特別職職員給与等支給条例第5条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。